

おむつ代に係る医療費控除証明事務取扱要領

この要領は、「おむつ代に係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老総発第0701001号各都道府県・各指定都市衛生・民生主管部（局）長官宛て厚生労働省医政局総務課長・社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局総務課長連名通知）に基づく、証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

- 1 おむつ代に係る医療費控除証明を希望する者は、総社市長に対し、「おむつ代の医療費控除の証明申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出する。
- 2 申請者の範囲は本人、本人の同居家族及び本人の扶養者とする。申請者以外の者が申請手続きをする場合は、同意欄に記名を必要とする。
- 3 申請書を受理した時は、次の（1）～（3）のいずれの要件にも該当するかどうかを確認する。
 - (1) ア おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目である者が、おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）の内容が確認できるもの。
イ おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である者が、おむつを使用した当該年に介護保険法に基づく認定申請があり、要介護認定に係る主治医意見書の内容が確認できるもの、又は当該年に要介護認定に係る主治医意見書が存在せず、現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、その要介護認定に係る主治医意見書の内容が確認できるもの。
 - (2) 主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が「B1、B2、C1、C2」に該当するもの。
 - (3) 主治医意見書の「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針」の「尿失禁」にチェックがあるもの又は失禁への対応としてカテーテルを使用していること。
- 4 市長は、上記3の条件をすべて満たしている場合のみ「おむつ代の医療費控除証明書」（様式第2号）を交付するものとする。
- 5 おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合でも、上記3の要件を

全て満たしている場合は、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となる。

- 6 証明基準に基づき非該当となったものについては、認定書の交付は行わないこととする。なお、通常は口頭で非該当である旨伝えることとするが、申請者から求めがあった場合には、「おむつ代の医療費控除非該当通知書」（様式第3号）を交付することとする。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月20日から施行し、令和6年以降の年分に係る確定申告に対して適用する。